

(様式第1号)

年 月 日

大阪市長

所在地

法人名

代表者名

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額 金 円

(2) 算出の基礎

2 大規模修繕を行う介護施設等の名称、種類及び所在地等

(1) 名 称

(2) 種 類

(3) 所在地

(4) 定員数（ショートステイを除く）

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 工事見積書（2年次以降の申請は「工事請負契約書」とする。）

(4) 設計監理契約書（未作成の場合は不要）

(5) 建物面積表及び建物設計書

(6) 工程表

(7) 実施条件項目表及び誓約書

(8) 施設保全計画表

(9) その他市長が必要と認める書類

(様式第 2 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第 11 条第 2 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第 3 条第 3 項の規定を遵守すべきこと。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、実施内容を変更する場合、事業の遂行が困難となった場合、又は実施条件項目が予定の期間内に実施出来ない場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

大阪市長

所在地
法人名
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業等について、年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第8条第4項第4号の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの

(様式第5号)

年 月 日

大阪市長

所在地

法人名

代表者名

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号にて通知のあった大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金の交付決定について、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第9条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第6号)

年 月 日

大阪市長

所在地

法人名

代表者名

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第7号)

年 月 日

大阪市長

所在地

法人名

代表者名

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、
大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第 11
条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 8 号)

第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金について、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第9号)

年 月 日

大阪市長

所在地

法人名

代表者名

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、
大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第15
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額 金 _____ 円

2 介護施設等の名称、種類及び所在地

(1) 名 称

(2) 種 類

(3) 所在地

3 添付書類

(1) 工事費精算書（ただし、複数年度にわたる継続事業のため工事完成していない場合、
収支決算書とする。）

(2) 工事請負契約書

(3) 設計監理契約書

(4) 建物面積表及び建物設計書

(5) 工事前・工事後完成写真（ただし、複数年度にわたる継続事業のため工事完成して
いない場合、年度末時点における工事施工箇所の現況写真とする。）

(6) 領収書又は振込金受取書の写し（ただし、報告書提出の際に支払いが完了していない
場合は、請求書の写し）。なお、請求書の写しを提出した補助事業者は、支払い完了後
速やかに領収書又は振込金受取書の写しを提出すること。

(7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の写し（ただし、改
修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は複数年度にわたる継続事業のため
検査済証が未交付の場合を除く。）

(8) 消防検査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又
は複数年度にわたる継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く。）

(9) 工程表（ただし、複数年度にわたる継続事業のため工事完成していない場合に限る）

(10) 実施条件項目表

(11) その他市長が必要と認める書類

(様式第 10 号)

第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 11 号)

第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした
大規模修繕補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由